

長崎県立島原商業高等学校いじめ防止基本方針

教育活動全体を通じ、「いじめは決して許されない卑怯な行為である」ことの理解を促し、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うとともに、いじめの背景にあるストレス等の要因にも着目し、すべての生徒が安心でき、自己肯定感や充実感を感じられる学校づくりに努める。

1 目指す生徒像

長崎県教育方針に基づき、全生寮教育を通して「自他一如の精神（心）」を養い、智恵と勇気と行動力を備えた人間性豊かな人材を育成する。

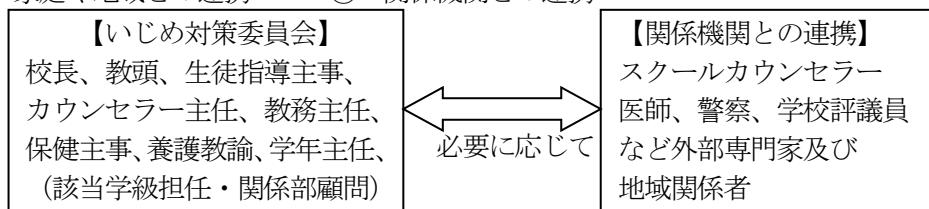
- (1) 商業（ビジネス）及び家庭に関する豊かな教養と、専門的知識・技能を兼ね備えた有為な人材の育成
- (2) 人権に対する正しい理解と知識を深め、基本的人権を尊重する人材の育成
- (3) 自主的な生活態度と、責任を重んじる人材の育成
- (4) 文武両道を兼ね備えた、心身共に調和のとれた人材の育成

全生寮教育とは、如何なる状況の中でも身を処して誤らない行動の基準を、集団（学校）生活の中で体得するものである。

2 いじめ対策委員会

(1) 業務内容

- ① いじめの防止への取組
- ② いじめの早期発見
- ③ いじめへの対処
- ④ 家庭や地域との連携
- ⑤ 関係機関との連携



3 いじめの防止について

(1) 教職員の取組

- ① 校内指導体制の確立
特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長を中心に一致協力した指導体制を確立する。
- ② 教師の指導力の向上
「いじめ対策ハンドブック」や「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」を活用した研修を実施する等、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図り、その観察力や対応力の向上に努める。
- ③ 人権意識と生命尊重の態度の育成
人権教育の充実と、お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする指導等に努める。全ての教育活動を通して、社会性を培う取組や共感的人間関係を育成する指導・支援を継続する。
- ④ 生徒の自己肯定感の育成
生徒と教職員及び生徒同士の信頼関係を構築し、自他を認め合い一人一人に居場所のある学校生活の中で、生徒の発達の段階に応じて、「夢・憧れ・志」を育む教育等を推進し、自己肯定感を高める。
- ⑤ 生徒の自己指導能力や危機回避能力の育成
学校教育活動を通じて、すべての生徒に対し、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築させる。

(2) 生徒の取組

- ①あいさつ運動による人間関係づくりを行う。
- ②全生寮研修を通して、生徒相互の理解と親睦を深め、島商生としての連帯感を養う。
- ③ネットによるいじめ等が発生しないように、日頃から携帯電話やインターネットの取り扱いには細心の注意を払う。また、メディア安全教育等を通じて、自己指導能力や危険回避能力を身に付ける。

(3) 保護者の取組

- ①PTA総会、学級（学年）保護者会や担任との面談等を通して、教職員との情報交換を密にする。
- ②いじめを許さない心を育てるために、暖かい雰囲気の中で子供の心に寄り添う。

(4) いじめ防止対策 年間計画

月	生徒の取り組み	職員の取り組み
4月	生徒・保護者への相談窓口周知 LHR（人間関係づくり、学級のルールづくり） 交通講話 全生寮研修 あいさつ運動	第1回いじめ・不登校対策委員会（年間計画の確認等） 配慮を要する生徒の情報共有
5月	LHR等で「いじめ根絶」について考える 自己発見・自己理解（1年） 第1回悩み調査 歓迎遠足	いじめ根絶強調月間 PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明 悩み調査結果の集約と対応
6月	生徒総会 シグマ検査 個人面談 メディア安全教育	生徒理解のための心理検査を実施、活用する 第1回教育相談委員会 生徒理解と情報の共有に努める
7月	保護者面談 職場実習（2年）	第2回いじめ・不登校対策委員会（悩み調査結果の情報共有と対応など） シグマ検査結果分析報告
8月	長崎原爆の日（平和学習）	
9月	夏休み明け生徒の様子把握 DV防止教育 人権教育	気になる生徒との面談
10月	第2回悩み調査	悩み調査結果の集約と対応
11月	人権教育 あいさつ運動	第2回教育相談委員会 生徒理解と情報の共有に努める
12月	進路ガイダンス	第3回いじめ・不登校対策委員会（悩み・いじめ調査結果の情報共有と対応など）
1月	冬休み明け生徒の様子把握 第3回悩み調査 薬物乱用防止 個人面談・保護者面談 あいさつ運動	気になる生徒との面談 人権に関する職員研修 第3回教育相談委員会 生徒理解と情報の共有に努める
2月	修学旅行（2年） 3者面談	悩み・いじめ調査結果の集約と対応 第4回教育相談委員会 生徒理解と情報の共有に努める
3月	進路講話	

4 いじめの早期発見について

(1) 教職員の取組

① 教職員による観察や情報交換

生徒のささいな変化に気づいた場合、教職員がいつでも情報を共有できる工夫（5W1H気づきメモなど）を行う。

② 定期的なアンケート調査や個人面談等の実施

生徒の生活実態について、定期的なアンケート調査や個人面談等、きめ細かな把握に努める。

③ 教育相談体制の整備

校内に生徒や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談体制を整備する。また、その充実に向け、スクールカウンセラーなど、学校内外の専門家の活用を図る。

(2) 生徒の取組

ネットによる誹謗中傷や仲間外し等、いじめと疑われる行為を見たり聞いたり、気になる生徒がいたら、ただちに先生や保護者に相談する。

(3) 保護者の取組

生徒や地域等からいじめに関する情報を得た場合、学校や相談機関に連絡する。

5 いじめに対する措置について

(1) 教職員の取組

① いじめの発見や相談を受けた時には、いじめ対策委員会を開催し、情報を共有し、組織的に対応する。

② いじめられた生徒や保護者に寄り添い、心のケアやいじめから守り通すための対応を行う。

③ 加害生徒が特定できた場合、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導し、その再発防止に務める。

④ いじめが解消されたと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な指導を行う。

⑤ ネット上の不適切な書き込み等については、被害拡大を避けるため、ただちに削除する措置をとる。また、必要に応じ、警察や法務局等と適切な連携を図る。

(2) 生徒の取組

① 学校側からアンケート調査等を依頼された場合は、積極的に情報を提供するとともに、問題の解決に向けて協力する。

② いじめを受けた生徒に対し、寄り添い、支える存在となるように努める。

(3) 保護者の取組

① 学校側からの説明会への参加

いじめに関する学校側からの説明会が開催された場合は積極的に参加し、情報を収集するとともに、問題解決に向けて努力する。

② 子どもとの会話

いじめ事案が発生した後も子どもとの会話を通して、いじめが継続していないか、新たな問題が発生していないかなどを確認する。また、気になることがあつたら学校側に相談する。